金融円滑化法にかかる基本的方針

長崎西彼農協(以下、「当JA」という。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り 組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいりま す。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めて まいります。

3 当 J A は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁 寧に説明するよう努めます。

- 4 当 J A は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
- (1) 農業事業者、中小事業者及び住宅ローンご利用のお客様からの新規融資 や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業 の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります
- (2) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、 農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携

を図るよう努めてまいります。

6 金融円滑化管理に関する体制

当 J A は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが 出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、常勤理事・関係部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および 有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。